

午前8時59分 開会

【小倉委員長】 ただいまからこども教育常任委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

議長が御出席ですので、この際議長に御挨拶をお願いいたします。

【山田議長】 おはようございます。本日、2日目ということで、こども教育常任委員会でございます。委員の皆様には、活発な御議論で慎重審議に努めていただきたい、また、スムーズな運営にも努めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小倉委員長】 議長はこれにて退席されます。

これより本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議はお手元に配付してあります日程表により進行してまいります。

日程に入ります前に委員長から申し上げます。市側説明者におかれては、挙手の際、特に後方は分かりにくいので、委員長に見えるように手を高く挙げてもらいたいと思います。委員各位におかれましては、会議規則第115条を遵守し、発言は簡明なものとし、特に質疑が議題外にわたることのないようお願いします。

また、御発言の際には、ボタンを押すか、マイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

なお、今定例会から、速記士を入れた会議録の調製は行わず、音声反訳による全文筆記となるので、発言者が音声から明確に分かるよう、御発言は委員長の指名後に行い、マイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

【小倉委員長】 日程第1、議案第70号、令和7年度大和市一般会計補正予算（第6号）こども教育常任委員会所管関係を議題といたします。

まず、歳出について、審査に入ります。補正予算書12から13ページをお開きください。2項児童福祉費が審査対象です。質疑ございますか。

【星野委員】 この時期に返還ということなのですか、という理由なのでしょうか。

【こども総務課長】 こちらのほうは、まず、こども総務課所管分の35番、臨時特別給付金等補助金返還事務の返還金についてお答えをさせていただきます。

こちらの内訳といたしましては、令和6年度の児童手当制度改正実施円滑化事業分の国庫補助金の超過負担分、それとあとは児童手当の関係の国と県の負担金の超過負担分、それとあと、令和3年度に行いました子育て世帯への臨時特別給付金事業の国庫補助金超過交付分につきまして、こちらのほうは超過分を国に返還するのですが、今定例会に提出した理由といたしましては、返還時期が2月から3月上旬にかけて返還をするため、今定例会で提案させていただくものでございます。

【ほいく課長】 子どものための教育・保育給付費等返還事務についてお答えいたします。

こちらの事業におきましても、3月までに返還を必要とするものにつきまして、主に令和6年度の施設等利用費の国庫返還分を返還するものでございます。

【小倉委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【小倉委員長】 次に、第2表、繰越明許費補正について審査に入ります。補正予算書7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の追加、3款民生費が審査対象です。質疑ございますか。

【星野委員】 今回、繰越明許になった理由を教えてください。

【こども総務課長】 こちらのほうは令和7年第2回定例会にて条例改正案、補正予算を可決していただいた後、市において委員の選任を行いました。その後、第三者委員会を開催し、年度内の完了に向け、今後の方向性やスケジュールを検討してまいりました。しかし、ヒアリング対象者の精査や委員間での議論を進めていたところ、年度内に完了することが難しいと委員会からの申出があったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

【星野委員】 ということは、当初想定していたよりも事実解明に時間がかかるということでしょうか。

【こども総務課長】 市もこういった形で第三者委員会を設置したことが初めてでございます。弁護士と学識経験者4名を第三者委員として委嘱させていただきまして作業を進めていくところだったのですが、他自治体における同様の事案の第三者調査では、報告書の作成に1年程度の時間を要してい

るということで委員の方から御発言があり、調査期間が不足するというような意見をいただいたところです。第三者委員の意見を踏まえ、事実関係の究明ですとか、再発防止の御提言をいただくためには十分な調査期間を設けることが必要であるため、繰越したものでございます。

【星野委員】 それについて、対象の保護者だったり市民に対する説明は行う予定でしょうか。

【こども総務課長】 今、こちらのほうについては具体的な予定はございません。

【中村委員】 同じく第三者委員会に関する繰越明許についてお聞きいたしますけれども、これは当初、補正予算で組んだときには799万7000円の補正予算だったと思うのですね。今回、繰越明許になっているのが788万5000円ですか。だから、大体14万5000円ぐらいしか使われていない、まだ執行されていないのですけれども、8月ぐらいから第三者委員会は調査が始まっていると思うのですが、これまでに何回会議を開いて、これまでに執行された予算の内容を教えてください。

【こども総務課長】 まず、第三者委員会は委員会としては2回開催させていただいております。執行状況でございますが、第三者委員会の委員の報酬といたしまして11万2000円の執行をしております。残りにつきましては、今も各資料については、各委員がお読みいただいております。既に委託契約も締結しているのですが、こちらのほうが請求に来ておりませんので、まだ未執行になっている状況でございます。

【中村委員】 つまり、結局のところ、まだ2回会議を開いただけなのですよ。先ほど課長からも、今回、第三者委員会をやるのが初めてだからというお話で、それは理解するところなのですが、ただ、799万7000円の補正予算を組んだときには、こういうことをやるからこれだけのお金が必要だということを積算して予算を計上して議会に提案しているはずなのです。3月末まで、つまり、年度末までにそれをやるということも、ある程度計画をつくって、それに対して、このくらい費用がかかるということで予算を提案しているはずなので、やってみたら1年ぐらいかかるからという今のお話でしたけれども、そもそも799万7000円というのはどういうふうに積算して議会に提案したものなのですか。調査期間とかも含めて。

【ほいく課長】 積算につきましては、まず、本市のこれまでの事例を踏まえまして、年度末までのスケジュールで可能であるというふうに当初は判断しておりました。そして、費用といたしましては、第三者委員会の委員報酬、旅費、それから、調査委託でございます。調査委託が一番ボリュームを占めておりまして、実際のヒアリング対象というのは第三者委員会で決めるものでございますが、本市のほうで保護者ですとか、どこまで対象にするかというところを数字を捉えまして積算したものでございます。

【中村委員】 つまり、積算と予定が大きく違ったということですよね。来年度末までに終わる話だったけど、全然終わらないということだから、この辺の積算とかが甘かったのではないですかね。

【ほいく課長】 結果として繰越明許で今回御提案させていただきますので、御指摘が当たる部分もあると考えております。

【中村委員】 非常に重要な調査なので、しっかりやってほしいと思いますし、繰越明許についても別に反対するものではないのですけれども、予算の積算とか計画とかというのをもう少し精査してね。私は最初から年度内に終わるのは大丈夫かなと思っていましたよ。これだけ大きな事件で、しかも、1年以上時間がたってしまって、これから調べるのだから、相当いろいろなことをやらなければいけないから、本当に3月末までにできるのだろうかと思ったわけなのです。だから、今後、予算を計上するときとか、議会に対する提案というのは、終わらなかったから繰り越せばいいとか、そういう話ではなくて、ちゃんと提案するとき、この期間でできるというような、結果的にできなくなってしまうというのはしょうがないのだけれども、その辺をもう少し精査してから議会で提案、今日、副市長が2人お見えだけど、議会で提案するのが軽いのだよね。もうちょっと、議会で提案するということの重さ、違ったら直せばいいとか、時間に終わらなければ延ばせばいいとか、そういう話ではなくて、ちゃんとその辺を精査してから議会で提案してほしいということをお願いします。

もう一つ、調査範囲なのですけれども、私は前から、これは行政の対応が適切だったかどうかということは調査対象にしないと事実解明はできないと思っているのだけれども、今回、繰越明許で年度を超えて調査をするということですが、その辺については行政側の対応については今後調査するという考えはありますか。

【こども総務課長】 調査対象についても、公正中立な立場から第三者委員のほうで決定させていただくことになるかと思います。ただ、今の状況の中では、事実解明が必要であれば法人の保育士や関係者、保護者、それとそれに関わった当時の市の担当者等々も全て資料等提出しておりますので、第三者委員会が必要と認めれば、当然市のほうの職員もヒアリング対象になってくるかと考えております。

【中村委員】 今の課長の答弁は私もすごくよかったと思っているのですけれども、当初は、行政側は調査の対象にしないと言っていたの。でも、それがいろいろな中で、必要に応じてはヒアリングするとか、あるいは第三者委員会が必要であれば、行政側も調査の対象にするというふうに少しずつ変わってきているように僕は感じるのです。だから、これは、必要に応じて、最初から行政側の調査をしないというのではなくて、必要に応じては当然そこも調査していくという、今、そういう答弁だったと思いますから、しっかりと事実を解明して、とにかく再発防止ということが一番重要なことだと

思いますので、そういう観点でやっていただきたいと思います。

【吉田委員】 先ほど1年延びるといった理由の中に、調査報告書を作成するのに約1年かかるというお答えだったのですけれども、新たな事案も上がっているのではないかとということも聞き及んでいるのですが、そういう事実はあるのでしょうか。

【ほいく課長】 市内で発生しております不適切保育等の疑い等につきましては、いずれについても適切に対応を進めているところでございます。

【吉田委員】 今、適切な調査をしているということなので、今後もきちんと調査をしていただきたいと思います。これは要望です。

【星野委員】 今の吉田委員に関連してなのですけれども、この案について、いつ終わるのかとか、市民の方からの問合せはあつたりしますでしょうか。

【ほいく課長】 ほいく課のほうではそういったお声は特にいただいてございません。

【小倉委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【小倉委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【小倉委員長】 日程第2、議案第72号、大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【こども部長】 議案第72号、大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書51ページをお開きください。児童福祉法に基づき、市町村は、事業者の認可に当たって乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされていることから、基準の目的及び一般原則等を条例で定めるものでございます。

条例の各規定は国の基準に基づき定めることとされており、国基準の各規定や児童福祉法の基本理念に則したものであることから、いずれについても国の基準のとおり規定することといたします。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

議案書52ページをお開きください。第3条は、保育の水準を確保するための基準の目的を定めております。

第4条は、市における基準の向上について定めております。市は、大和市子ども・子育て会議の意見を聴き、事業者に対し、基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるとともに、基準を常に向上させるように努めるものとしております。

第5条は、事業者における基準の向上について定めております。事業者は、基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないとしております。

第6条は、事業者の一般原則として6項目を定めております。事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して運営を行うことや、提供する支援の質について、自己評価及び改善を図るとともに、定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めることなどを一般原則としております。

附則では、本条例は、公布の日から施行することを定めております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

【小倉委員長】 提案理由の説明が終わりました。

本件審査に当たり、市側から資料が提出され、机上配付しているもので、審査の参考としてください。

なお、規則は質疑の対象とはならないので、条例案に関してのみ質疑願います。

直ちに質疑に入ります。

【中村委員】 次の議案とも関係するのですけれども、条例では理念的なことだけ書いてあるだけ

で、内容は全然ないのですね。それで参考資料として規則が配られているのだけれども、規則は審査対象ではなくて参考までに見てくれという話なのだけど、これは国の法律では、条例で定めることになっているはずなのだけど、どうして大和市は大事なことを条例で定めなくて規則にしたのでしょうか。

【ほいく課長】 本市では、条例等の整備に当たりまして、基準が政令等に規定されているものについてはその基本事項は条例に制定し、技術的細目的な事項については規則で定めることを基本としておりまして、本条例以外につきましてもこのような基本原則に基づいて制定しておりまして、その中で今回も制定させていただければと思っているものでございます。

【中村委員】 だから、どうしてですかと聞いているの。大和市はそういう決まりだということは分かりますけれども、どうして条例で定めるというふうに国が言っているのに、大和市はそれを、こういう原則的なことは条例で、細かいことは規則でというふうにしているのですかと聞いているのです。

【ほいく課長】 条例で制定するという中におきましても、規則に委任できるということは、ある程度市町村の裁量でできるものとなってございまして、本市といたしましては、これまでそのように制定してきているものでございます。

【中村委員】 条例で定めるということと規則で定めるということは重さが違うのですよ。条例というのは、選挙で選ばれた市民の代表によって議決されて決まるということだから非常に重いもので、行政が独自で改正できるものとは重さが違うのですね。だから、すごく重要なものであるから、国も条例で定める。もちろん規則で定めてはいけないとは書いていないけれども、条例で定めると書いてあるのだから、原則は条例で定めるべきだと思うのですよ。だから、どうしてもこれは条例で定めることが難しく、規則で定めたほうがいいのだということがあんならばそれはそうだけれども、どうして今回、この問題について、はなから、条例で定めなくて規則で定めることにしたのですかとお聞きしています。

【ほいく課長】 先ほどの基本原則ということもございまして、また、こちらの基本原則にのっとりまして、既に制定されております大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等におきましても同様に定めておりまして、それらとの整合性を図る意味でも今回は同様の形式とさせていただきます。

【中村委員】 他市はどうなのですか。同じように大和市のように、こういうことは規則で定めているのでしょうか、それとも条例で定めているのでしょうか。

【ほいく課長】 他市の状況は様々でございまして、本市と同様に定めている自治体もあることを確

認しております。

【中村委員】 あることは知っていますけれども、条例で定めているところのほうが多いと私は確認していますが、例えば県内で条例で定めているところは何市あって、規則で定めているところは何市あるのですか。

【ほいく課長】 詳細な数字を把握しておりませんが、近隣市では、1市が本市と同じ規則で制定している状況でございました。

【中村委員】 1市だけではないですか。つまり、多くのところは条例で定めているのですよ。全部で1市かどうか分からないけれども。だから、基本的に条例で定めようという自治体が多いのに、大和市は今回は最初から、大和市ではこういうことは条例で、こういうことは規則でと決まっているから、整合性でこれもそうしていますと、全然形式的な説明だけで、これは条例とか法律の趣旨、子供たちの安全を守るために大事なことは条例で決めるという趣旨からすれば、先ほど、この前の繰越明許のところでもありましたけれども、大和市は昨年来、不適切保育の問題もあって、今はまだ調査が続いているという段階で、こういった問題については非常に慎重に取り扱わなければいけないはずなのです。なのに、これを国が条例で決めると言っていることを勝手に規則にして、条例、つまり、議会の審査を通さないでこういう細かいことを定めようというところが、今の説明ではちょっと納得がいかないのだけれども、もうちょっとその辺、部長から何かありませんか。

【こども部長】 こちらにつきましては、制度の安定性を確保しつつ、現場での実務の柔軟性や機動性ということも考えまして、そういったものを担保するために条例で定めるものと、規則に委任してよいというか、そういうものは規則でというふうにしていると捉えております。

【中村委員】 今、部長から、実務や現場での柔軟性、機動性というお話がありましたけれども、条例にすると、規則の場合と、具体的にどういうところが機動性や柔軟性が阻害されるというふうに想定しているのでしょうか。これを条例で定めてしまうと柔軟性が欠けるから規則で定めているという、具体的にどういう場面を想定していますか。

【こども部長】 条例ですと議会にお諮りするということになりますので、時間を要するということが一つには考えられるかと思えます。

【中村委員】 ただ、議会だって、年に4回、定例会を開いているわけですし、場合によっては臨時会を開催することができるわけですよ。だから、議会を開くこともなく、これは緊急に対応しなければいけないから規則で定めたほうが良いという想定している場面を教えてくださいと聞いているのです。こういう場面があるから、これを議会を招集して、議会の議決を採ると間に合わないから、だから、規則で定めているのだという、そういう具体的な場面を教えてくださいと言っているのです。

【こども部長】 こちらにつきましては、先ほども説明がありましたが、国の省令を参酌したりとか従うべき基準というものがあまして、そちらから条例をつくっているものですから、国のほうのそういうものが変わったときに、すぐにそちらに呼応するような形で市の例規を変えようとしたときに、条例ですと、議会を招集していただいてお諮りする時間が必要になると考えております。

【中村委員】 でも、多くの場合、国の法令とか政令が変わったときに、議会の中で条例とかの改正を今だってしていますよ。だから、これだけ、国の法令が変わったときに即座に対応しなければいけないから、条例にしないで規則に定めたという、その説明は具体的な場面が想定されていないのですよ。何かそういうような場合が起こったときにという、何かというのが一体どういう場면을想定して、例えば規則で定めている、こういう部分についてはこういうことが起こるかもしれない、だから、これを条例で定めてしまうと柔軟性がないからという具体例が今の説明からは何もないのだけれども、具体例を教えてください。想定できる具体的な例を。

【こども部長】 今すぐここでこういう具体例ということは申し上げられませんが、繰り返しになりますが、当市の他の条例などによって省令などを参酌したり従うべき基準などに基づいてつくる例規におきましてもそのようにしておりますので、先ほど申し上げましたとおりの理由で、今回は条例にするものと規則にするものというふうに法制の担当部局とも調整して、そのようにしております。

【中村委員】 結局、具体的な例は何もないのですよ。何かあったときに条例だと対応が遅くなってしまうから規則にしているというようなお話ですけれども、どういう場面かという想定もなく、ただ何となくというか、これまでそういうふうにやっていたから今回もそうしているというだけの理由で、今回、細かいことについて、非常に重要なことですよ。子供たちの生命、安全に関わる話だから、当然議会がその内容についても審議できるものの方が僕はいいと思っていますよ。それを規則という形で定めて、そこに議会のチェック、議会の審議が入らないような状況になってしまっているというのは非常に大きな問題だと思っている。それに対して何か具体的な理由を示してくださいと言ったのだけど、ないのよね。だから、それについては、今の説明だけだと納得がいかないのだけれども、ほかの人も質疑するかもしれませんから、私はここまでに取りあえずしておきます。

【鳥淵委員】 私からはあまりごちゃごちゃ言いませんけれども、この議案を審議するに当たって、今、委員長から冒頭お話があったように、条例のことについてを審議する場であって、規則のことについては、今、ここで机上に配付された。今定例会から電子化になって、併用となっていることから、我々議員にもデータとして今日の8時過ぎに届きました。当然、登庁への移動中でもあったので、市役所に着いてからこの内容を確認して、少し目を通し始めたというところなのです。中身はやっぱり知っておかなければいけないし、当然我々、こども家庭庁からのそれぞれ2つの議案に対して

の内容というのは、国のお達しについてはしっかりと目を通して、どういうものがどういうふうに表示されているのかというのを勉強してきた中で、この会議に臨んでいるわけです。

それで、議案書は当然ですけれども、条例は当然ですけれども、今、中村委員からもあったように、具体的なことはこの規則に書かれてあって、それを今本当に安全のところをちょっと目を通した段階で時間が来てしまった。ここに参加したということで、せめて中身について、細かいところは規則でというところで、それはそれで大和市のルールだから別の形で考え、検討もしなければいけないかもしれませんが、会議に臨む前には、前の日とか、もう少し前の段階で、規則をぎりぎりまで調整されていたのかもしれないのですけれども、せめて我々が目を通した段階でここに来て、しっかりと審議ができるような仕組みというか、ものを用意していただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

私からは以上です。

【星野委員】 もう一回整理したいのですけれども、今回条例で定める一般原則と、規則で委ねる技術的な線引きというのはどこでしているかというのを改めて教えてください。

【ほいく課長】 条例におきましては、一般原則や重要なものについてのみ条例にすることとしておりまして、規則で定めておりますのは、それらに基づきまして定められた細目、技術的な項目を規則に委任しているというものでございます。

【星野委員】 例えば対象年齢の拡大とか、受入時間の変更とかというものはどちらに該当されますか。

【ほいく課長】 対象年齢につきましては、基本的には子ども・子育て支援法に規定された中で、そちらで制度の概要が決まっております、今回は認可の基準等を条例で決めておりますもので、先ほどおっしゃったものにつきましては、法令等で決められているものと承知しております。

【星野委員】 つまり、誤って議会を通さずに規則レベルで処理してしまうのではないかという懸念があるわけなのですけれども、それを防ぐための歯止めのようなものはどのように考えられていますか。

【ほいく課長】 担当課のみならず、法制所管課と協議をして、これまでの経過も踏まえてチェックを重ねながら制定しております。

【星野委員】 定める規則というのは、議会、議員、市民が点検する、どのようになっているかチェックする方法はありますか。

【ほいく課長】 規則につきましても告示されますので、そちらで内容のほうを御確認いただければと思っております。また、御意見で寄せられた場合には、それらも今後の見直し等の検討にさせていただきます。

だくものと捉えております。

【星野委員】 財政負担について少し聞きたいのですが、国からの補助金とかがどの程度出るかというのはある程度決まっている、見通しは立っているのでしょうか。

【ほいく課長】 令和8年度、来年の4月以降の国の補助額につきましては現時点で示されておりません。今年の12月末に示される予定と国からは聞いております。令和7年度の補助額を用いて、現時点の予定確保数を基に試算すると、年間で歳出ベースで約4000万円、今示されている負担割合が、国が合計4分の3、都道府県と市町村が8分の1ずつでございますので、市の負担は令和7年度の単価を踏まえるとおおむね500万円程度で試算しております。

【吉田委員】 中村委員からもあったように、基準を定める条例なのに基準が書かれていないかと思うのですが、それについて、人員配置とか、衛生管理とか、安全対策について、もうちょっと基準について入れるべきではないかと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

【ほいく課長】 基本的な市の現状の考えは先ほど御説明したとおりなのですが、また、職員等について上乘せをした場合には、当然国の中で措置をされていないものになりますので、市の単独補助なども検討する必要があると考えておまして、慎重な対応が必要かと考えております。

【吉田委員】 先ほど入れない理由として、実務性の柔軟性とか機動性ということの理由だったのですが、時間がかかるという意味で入れていないということなのかと理解しましたが、条例ですと議決を経て制定しなければいけない、規則だと市の地方公共団体の長や委員会が制定できるということなのですが、透明性に欠けるかなというところがありますが、そこについて市の考えはどうでしょうか。

【ほいく課長】 透明性という観点で申し上げますと、先ほどのとおり、規則は告示をさせていただきますので、透明性は担保されていると思うのですが、議決事項にはならないというところにつきましては、御意見として受け止めさせていただきます。

【吉田委員】 もう一つ質問なのですが、これを制定するに当たって、市独自で、ここは足りないとか、必要なことなのかとか、検討はされたのでしょうか。

【ほいく課長】 国の基準につきましては、児童福祉法の考えをベースに全て基準を制定しているものでございます。それを基に今回条例を制定しておまして、国の基準の中で十分に制度の運用は安全にできていくという考えを持っておりますので、特に市としての追加の規定等はしておりません。

【吉田委員】 市によって、他市の事例ですけれども、暴力団の排除であるとか、非常災害対策であるとか、事故防止、防犯対策など、市独自の基準を入れたりするところもありまして、地域によって実情も違うと思うのですが、そういうところも考慮しながら市で再度基準を定める必要がある

と思いますが、それについてはどうでしょうか。

【ほいく課長】 我々のほうで近隣市に聞いている中では、国の基準どおりというところが多いということも聞いております。先ほど御説明いたしましたとおり、国の定めている基準につきましては、児童福祉法の内容をしっかりと踏まえたものであるということ、本市におきましては、その内容でしっかり条例を制定して、条例もそうなのですから、しっかりと指導監督をそれに基づいてしていくことが大事だと考えておりますので、この内容で条例は制定させていただければと考えております。

【吉田委員】 安全対策ですとか、保育の質であるとか、虐待防止であるとか、そういうところもきちんと条例に入れていくべきではないかと思います。これは意見です。

【河端委員】 今、各委員の皆様から、条例に盛り込むものと規則に盛り込むものについて、様々な意見があったと思うのですけれども、運用しやすくするために、規則で細かいところは運用していくところは私は理解ができるところではあるのですが、条例の中身について1点聞かせていただきたいと思っているところが、最低基準の向上の第4条で、「市長は、大和市附属機関の設置に関する条例の規定により設置された大和市子ども・子育て会議の意見を聴き」とあるのですけれども、児童の保護者が直接声を届ける部分というのが、近隣市の中でも、児童福祉に関わる当事者の意見と、プラスアルファ、児童の保護者というふうに条例に盛り込んでいる地方自治体もあるのですけれども、その部分は大和市の中では何か条例に盛り込むとか盛り込まないとか、そういった考えがあったかなかったか、その辺をお聞かせいただければと思うのですけれども。

【ほいく課長】 保護者の意見を吸い上げるというところについて、個別に条例に追加で規定ということは本市としては考えておりませんでした。

【河端委員】 当事者の声をしっかり聞き取るというところで、条例に明記しているところが隣の藤沢市だったと思うのですけれども、そういった視点も条例を制定するときには、何か附属機関に一回諮ってもらわなければいけないという壁というのでしょうか、そういったところを少しでも速やかに声を吸い上げるというところの視点というのは、今後持ち合わせていただきたいと思います。それは意見とさせていただきます。

【高久委員】 そもそもところで何うのですけれども、対象者が6か月、ゼロ歳から2歳までということで、多分、大和市の待機児とか保留児の部分のところでも、ここで保育所に入りたくても入れないというか、お待ちしている方もおるかと思うのですけれども、国は何を目的としてこういう制度をつくらうとしたのですか、そのことをお伺いします。

【ほいく課長】 国におきましては、こども誰でも通園制度の目的は、保護者の利用要件を問わず、子供の育ちを応援するための制度というところで制度を位置づけてございます。本市を含めて都市部

におきましては、待機児童問題がまだ完全に収束しているとは言えない中で、保育園等につきましても、こちらの施設の実施につきましても、なかなか難しいという現状がございますが、地方等におきましては既に定員が空いているところもございますので、そういったところの活用という側面もあるのかと考えております。

【高久委員】 具体的な数字はお持ちでしょうか。ゼロ歳から2歳ぐらいまでの待機児の数というのはどのぐらいおられるのか。

【ほいく課長】 待機児童の数は手元で数字がないのですけれども、本事業を計画に位置づける際に試算した段階では、対象となるゼロ歳から2歳の市内の未就園児童は2823人として試算しております。

【高久委員】 こども誰でも通園制度に関わっては、さきの9月定例会でも市民の方から陳情が出されて、ゼロ歳とか、幼児に至っては、環境が変わるということは非常にストレスになるわけですね。そういう中でそこで一番指摘されたのは、幼児が、自分を預かってくれる人の顔がころころ変わったり、自分の置かれた環境が変わるということに対して非常にストレスになると。こういうことについては、預ける側も預かる側も大変なことになるから、そのことについては十分配慮してほしいという、社会福祉法人等なりに限定して、そんな趣旨の陳情が出されたのです。私の住んでいるところも、若草保育園というのがあって、子供たちの声がうるさいということで裁判にもなったのですけれども、子供たちが慣れるまでに、子供も親も泣き別れというか、いろいろなことで大変な状況を経験しながらそういう環境に慣れていくというか、そういう経過があると思うのです。

これを見ますと、利用時間が1か月10時間という時間に限られているみたいなので、1か月のうちの10時間を、お互いに残酷なことをあれして、時間制にして、私は子育て応援というふうには全然結びつかない制度なのではないかと。こども誰でも通園制度というのと、表題だけはすばらしいというか、助かると思われる方もおられるかもしれませんが、これは決して私はいいい制度ではないと思うのですが、その辺の見解はどうですか。国がやれと言ったらやらざるを得ない、実施するしないは事業者が決めることらしいのですけれども、そのところについてはいかがでしょうか。

【ほいく課長】 先ほど御説明したとおり、国のほうでも、子供の育ちを応援するための制度と位置づけております。実際にこれまでの一時預かり事業と比べまして、子ども・子育て支援法の法の中で位置づけられ、正式に権利性が生じる給付制度に位置づけられるものでございます。今後につきましては、現状、一旦、10時間でスタートしますけれども、我々も法律の中でも10時間ということで、10時間で開始しますが、その中でしっかりとお子様の育ちを応援できるというところを念頭に置きながら、指導監督をしていきたいと考えております。

【高久委員】 それと、今、保育園というのは、3歳児以上は保育の無償化というのは実施されているのでしょうか。それと、ゼロ歳から2歳に関しては、利用者負担というのはどんなふうな仕組みになっているのでしょうか。

【ほいく課長】 3歳児以上については無償となっておりますが、2歳児以下につきましては、所得等に応じて無償化というところで現在の制度は国のほうにおいて運用しております。

【高久委員】 この制度では、利用者負担はどのぐらいが想定されているのでしょうか。

あとは、ほかの自治体での審議の状況を見たのですけれども、キャンセルがあった場合はどうするのだとか、そんな質問もあったようですが、そういうことについてはどういうふうに対応されるのでしょうか。利用料については。

【ほいく課長】 利用料についてお答えさせていただきます。来年度以降の補助単価、先ほど補助単価についても12月末に示される予定ということをお説明いたしましたが、利用料につきましても、今後、国から、在り方を含めて今検討しているというところで、これから示されるということをお聞かせております。令和7年度の例によりますと、おおむね1人当たり300円程度としておりますが、この金額と同程度になるかどうかは今後の国の通知によるものでございます。

【高久委員】 それと、安全に関わる部分でお伺いしたいのですが、先ほど中村委員の補正予算での質問にもありましたけれども、保育の課題は、保育士が足りないとか、配置基準ね、国の配置基準ではなかなか厳しいから、市独自でも上乘せして加配したりしてそれぞれ対応しているかと思うのですね。そういうことで、この制度においては、配置基準はどのようになっているのか、最低基準さえ満たしていれば、それはオーケーとなるのでしょうか。当然、子供が増えるわけだから、それなりの対応というか、そういうことをしないと安全が確保されないのではないかと懸念しますけれども、いかがでしょうか。

【ほいく課長】 配置基準につきましては、国のほうで示している基準のとおりはこちらの制度については市として進めていきたい考えでおります。既に先行して国において実施しております一時預かり事業等におきましても基準が示されておまして、今回のこども誰でも通園制度はそちらと同様の基準となっておりますので、その中で安全性は担保されていくものだと考えております。

【高久委員】 安全性が担保されると思わなければ、市は認定するわけですから、認定する責任があるのですから。それで大分前の話なのですけれども、スマイルママの虐待事件、死亡事件というのは御存じでしょうかね。これは2000年に起きた、大和駅近くの、当時、無認可保育園と言われる、認可保育園と無認可という、そういう中で残念ながら起きた事件なのですけれども、こういうこともあって、ちゃんと条例化されたりして、家庭的保育ですか、そういう条例が策定されてきた経過もあ

るかと思えます。それと、先ほどの不適切保育の問題ですよね、私は背景というのは常に子供と保育士とか見てくれる、その関係が大きく影響を及ぼしていると思うのですね。保育所のそういった残念な事件とか死亡事故とかも、比率で言うと、ゼロ歳から2歳の幼児ほど、残念な事故の確率も高いわけですよ。そういう点では、それなりの支援が必要かと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

【ほいく課長】 基準につきましては、通常の小規模保育事業等におきましても、国の基準どおりに行わせていただいております。一部市のほうで加配というか、市の基準を上乗せして、上乗せの基準でやっただいていただいているところについては補助金を交付して人件費を手当てしているという状況がございます。小規模保育事業等におきましては、国の基準で全く問題がないとは言いませんけれども、おおむね適正に運営してこれているというところを踏まえると、職員の基準については国のとおりで進めたいという考えで、今回の制度について市独自で上乗せするというところは今のところございません。

【高久委員】 確かに需要はもしかしたらあるかもしれないけど、安全の確保を第一としながら、いづれにしる、実施する事業所を市が認定するという、この責任は重いと思いますので、そういう立場でぜひ臨んでいただきたいと思います。

【星野委員】 運用スケジュールは今どうなっていますか。

【ほいく課長】 スケジュールにつきましては、今議会で条例を可決いただきましたら、1月以降に、事業の認可と利用者の認定をある程度並行して進めていく必要がございますので、条例可決後にそれぞれの手続について進めていき、3月中にはおおむね手続を完了できるようにしっかりと進めていきたいと考えております。

【星野委員】 例えば対象の事業者などの選定は進んでいるのでしょうか。

【ほいく課長】 事業者の選定につきましては、既に市のほうからホームページ等に掲載したりですとか、個別にメールをお送りして、御興味のある事業者からお声がけをいただいている状況でございます。個別にある程度調整は進めさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたとおり、国の補助基準額等がまだ示されていないというところ、それから、認可条例、今議会で制定される見込みというところで、それらが整ったところで具体的なお話に進めていけるものかと思っております。

【星野委員】 現段階ということでもいいのですけれども、申込みのあった施設の種別を教えてください。

【ほいく課長】 現在お申込みいただいている施設は合計9施設でございます。施設の種別で言いますと、保育所が3園、幼稚園が3園、小規模保育事業が2園、認定こども園が1園でございます。

【星野委員】 まだ決定ではないと思うのですけれども、ほいく課のほうで考えている質を担保するために今後こういうのが必要だよねというものがあれば教えてください。

【ほいく課長】 今回、もともと待機児童対策が本市として課題の中で、事業者にも御負担をかけないように、やれるところで希望があったところで進めていくというところで、ある程度スモールスタートというところがございます。事業者数も少ないですので、密に連絡を取りながら、状況を聞きながら、また監査等も含めて、しっかりその中で指導監督を進めていければと考えております。

【星野委員】 こちらが最後です。今回、大和市も今、第三者委員会を開いているように、もし問題があった場合、どのように対応するのかというのを改めて教えてください。

【ほいく課長】 問題が起きた場合には、監査等を実施して、まず実態の確認をする、改善するべきことがあれば改善の指導をして改善していただくというところになりますが、何よりそういったことが起きないようにというところが一番大事だと思っておりますので、日頃からやり取りをして状況の確認、また、市の職員、保育士が市内を巡回しているところもございますので、そういったところで機会を捉えながら様子を確認しながら適切にしっかりと指導監督をしていきたいと考えております。

【中村委員】 皆さん、一通り発言したみたいなので、私もまだ質問を続けたいのです。先ほどの一連の話の中でも、条例にしないで規則にしているという理由がまだ明確ではないのですよ。いろいろ聞いたのだけれども。だって、技術的細目的と書いてあるけど、もちろんこれは規則の内容は今回審議対象ではないから、具体的に議論はしないけれども、そんなに細目的なことや技術的なことはないですよ。これは大体条例で定められるような内容ですよ。というか、むしろこの規則にさらに規則が必要な内容もありますよ。だから、このくらいの内容であれば、私は条例で定められると思うし、さっきの部長の話の中でも、何か具体的にこういう場面に迅速に対応するというのを想定しているものは何もないのですね。そこのところをもうちょっと明確に言ってくれないと、なぜこれを大和市は条例ではなくて、つまり、議会のチェックを受けない規則として定め、さっき、鳥淵委員のほうから、今回、ここに配付されているけれども、このことについて審査しないという話がありましたけれども、これからも審査しないのですよ。規則だから。これ、決まってしまったら、ずっと規則ですから、行政のほうが自由に変えられるし、あるいは議会のほうでこれは変えてくださいと言っても、変えないと言われてしまえばそこまでなのです。その辺についてどういうふうな見解なのか、もうちょっとちゃんと答弁してほしいです。大事なことから。部長から答弁してください。

【こども部長】 もともとこちらにつきましては、国のほうで従うべき基準、参酌すべき基準ということで、国から示されたものが基になっておりますので、そもそも何でも市のほうで、規則だからといって自由にできるものではないというふうに捉えております。

【中村委員】 当然そうなのだけれども、それだったら条例も規則もつくる必要はないのですね。国のほうで決まっているから、それに従ってやっていくというのであれば。何でそれを条例化するのか、規則化するのかというと、国のほうでは大きな考えは示すけれども、それはそれぞれの自治体の必要に応じて、規則や条例で定めることができる余白というか、そういう部分を残しているわけですよ。今回、特に何人もの委員からも話がありましたけれども、本市では昨年にな適切保育の問題があって、それに対してまだ監査も調査も完了していないのだよね。監査は一応終わっているけど、調査も完了していない。そういう状況の中で、それも当然、そこの事件から監査をしたり調査をする段階で、いろいろな気づきがあったはずなのですよ。さっき、誰かも言っていましたけれども。そういったことも特にこの中に反映されていないのね。

そしてかつ、来年の4月1日からは民法が改正されて、選択的な共同親権になるのですよ。そのことも何もない。来年の共同親権が例えば導入されて、共同親権を選択するようになった夫婦に対しての配慮もこの規則の中には何も書いていないです。だから、そういったところを見ても、今回、どうして条例という形でちゃんと議会の議決を経たものをつくらないで規則にしてしまうのか、つまり、議会のチェックが及ばないような、そういうルール化をしてしまうかということについての、その説明が欲しいのですよ。そうじゃないと、来年からスタートする制度を安心して進められないのですよ。ちゃんとと言ってくれないと。その辺をちゃんと説明してほしいのです。何で規則なのかということ。今までこうだからという話ではなくて、何でここについては規則なのかということのことをちゃんと説明してほしい。

【こども部長】 お答えにつきましては、今まで御説明してきたとおり以上のお答えは今ここでは持ち合わせておりません。

【中村委員】 これは約束してほしいのですよ。1つは、今後、規則を行政側が変えるときには、ちゃんと、こういうところをこういう理由で変えましたということを議会に報告してください。議会に知らないうちに、こういうところが変わっていて、こういうところが変わっていたというのではなくて、ちゃんとこういう理由でこういう部分を変えましたということを報告してほしいというのが1つ。

もう一つは、議会からこの部分についてはこういうふうな改正をしてほしい、今、大和市の状況からするとこういったことをつけ加えてほしいというような要望があった場合はちゃんと真摯に対応してほしいということ。もちろんそのままやってくれということではないけれども、それは規則で決まっていますからみたいな、そういう表面的な形ではなくて、議会からこれについては規則でこう定めていることについては、市の状況からするとこうすべきだと思うからというものがあつたら、それ

については真摯に対応してほしい。この2つのことについては約束してほしいのです。

【こども部長】 まず2点目の中村委員のおっしゃいました議会からのこの部分はこうしたほうがいいのではないかと御意見があった場合には、そちらについてはそのとおりすることということではなくというふうに委員はおっしゃっているので、真摯に対応してほしいということにつきましては、議会の皆様に限らず、市民の方や事業者の方から御意見があった場合などにも真摯に対応はしてまいるといえることはできると思います。

1点目の議会に規則等が変わった場合には報告してほしいということにつきましては、議会との対応等は所管が総務部、あるいは議会事務局等の中でやっておりますので、今、私の立場で、こちらでお約束ということできませんが、そういう議会との調整を担っている総務部等と調整というか、協議をしてみたいと考えております。

【小倉委員長】 ただいま委員外議員の石田議員から発言を求められております。「同じ会派に委員がいる場合はその委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする。」と議会運営委員会で決定されておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 それでは、石田議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【石田委員外議員】 大前提としてこの条例というのは、ゼロ歳から2歳の小さな小さな子供たちや、障害を抱えているようなお子様など、非常にいわゆる脆弱、弱い方々を保育したりとか送り迎えをするということなどが定められている条例であって、極めて命の問題に直結をするものであります。まず、これを大前提に話を聞いていただきたい。

もう一つは、大和市が不適切保育などの問題があったり、高久副委員長からあったように、過去には死亡事故を伴うような虐待等も保育園で起こっているということも含めてこの問題を考えていかなければいけない、これも大前提で考えてください。

その上で伺うのですが、この法律の立法の仕方というのは、地方自治法上極めて大きな問題があると思います。地方自治法の第14条にはこのようにあります。「住民の権利、義務に関する重要事項は条例で定める。」です。この上で皆さんに聞いていただきたいのですが、この条例の中には最低基準が書かれていません。書かれているのは、最低基準に合わせるというふうに書いてあるのですが、最低基準そのものは書かれていないのですね。伺いたいのですけれども、最低基準というものは重要事項ではないのでしょうか、答弁をお願いします。

【ほいく課長】 規則のほうで運用している最低基準につきましては、重要でないという言い方は語弊があるかもしれませんが、条例で基本原則等をした上で、それらに基づいて個別具体的なものを規則に落としているところについては適法であると考えております。

【小倉委員長】 ただいま委員外議員の石田議員から発言を求められております。「同じ会派に委員がいる場合はその委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする。」と議会運営委員会で決定されておりますが、いかがいたしますか。

【河端委員】 委員外議員の発言はもちろん尊重します。しかし、発言の内容とか、口調、語尾を強めて、申し訳ないですけども、もう少し丁寧に、自分の意見を述べるのはいいですけども、これはもしかしたら誤解を招く発言になってしまうかもしれないですけども、パワハラになってしまうのではないかというような感じに取ってしまわれるような発言というのは本当に控えなければいけないというふうに思っていますので、それを踏まえて許可をしたいと思います。

【小倉委員長】 それでは、委員の方々にその許可でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 それでは、石田議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【石田委員外議員】 かなり強い語調になっていきますけれども、だから、大前提で申し上げたのですね。小さい子供たちや障害を持っている子供たちの、条例の不備、そして、これを規則に全権委任することによって、その不備によって命が失われる可能性というのが全然あり得るわけですね。そのときに、議会は、規則に全権委任をして、この中に関しては審査もしませんでしたということで、誰がどうやって申し開きできるのでしょうか。こういったことを背景に語調が荒くなっているということは御理解いただきたいですし、単なるこれがハラスメントだというふうに言われるのは、非常に…。いいです。質問を続けます。

市議会が議決をするということは、地方自治法の第96条で定められていることなのですね。議決をするということができません。規則になってしまうと、全権委任しているから。先ほど申し上げたように、地方自治法の第14条にとって、最低基準を書いていないことが重要事項を書いていないということに当たらないということでしょう。そういうことなのですよ。まず、これを1個目の質問として伺っておきます。

先ほどの説明では全く分からないのですよ。最低基準を重要事項だと捉えているのかいないのかということをはっきり教えてください。捉えていないのであれば、これは極めて問題なわけですよ。最

低基準はどう考えたって重要事項です。それを人員配置とか、この条例ですと、職員の配置基準、施設の面積、医療的ケア児の可否とか、安全の基準、支援内容、研修義務、これは極めて重要な事項ですよ。これに関して、例えばシリウスだったら、利用料金、最大ここまでしか上げてはいけないとか、最低限、条例で定めているわけではないですか。だけれども、こういった数字的なものが一切この条例には含まれていないのですよ。それで、最低基準を設けていない、重要事項を設けていないということは、これは地方自治法第14条に完全に当たるではないですか。そうしたら違法立法になるのですよ。違法であるということは大事な論点ですけども、これによって、私たち大和市議会が、この内容、規則に含まれている重要事項を、違法状態の重要事項を全くチェックしないで条例を通して、その後、問題が起こったときに議会は責任を取れないではないですか。これについてどう考えるのですか。

そして、市議会の議決権というものをどのように捉えているのか。この3点をお伺いします。

【ほいく課長】 最低基準につきましては、重要という言葉が一般的な用語との違いがありますけれども、議員のおっしゃる文脈において重要事項ではないというふうに市としては整理しております。

それから、違法立法であるという御指摘もございましたが、そこについては法制当局と確認して進めておりますので、そのような認識は市としては持っておりません。

それから、議決権につきましては、当然、議員の持っている権利ですので、そちらについては当然市としては適正に運用していくものでございますが、今回の条例につきましては、議決権を侵害するものだというふうには市として考えていない状況でございます。

【小倉委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

【小倉委員長】 再開いたします。

【小倉委員長】 ただいま委員外議員の石田議員から発言を求められております。「同じ会派に委員がいる場合はその委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする。」と議会運営委員会で決定されておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 それでは、石田議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【石田委員外議員】 他自治体との比較について伺います。他自治体では条例化をしているところ、

つまり、基準を全て条例に含めているところだらけなのですね。先ほど隣接市に1あると言っていましたけれども、ほとんどそうになっていないわけです。そして、国の省令でも、基準は条例で定めろと書いてあるわけです。国の省令でも、基準は条例で定めろと言っているわけです。それに倣って、ほとんど多くの自治体は条例で定めているのです。これ、9月に、ほとんどの自治体、たくさん定めていますから、たくさん事例を見れますから、しっかり見ていただきたいと思うのです。こういう状況下であって、大和市が、この基準を一切条例に定めないということは、客観的に見ても明らかにおかしいと思うのですね。これについてまず御所見を求めたいと思います。

また、条例の内容ですね、条例の名前も、大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例なのですね。なので、基準を定めていなければいけないのですけれども、基準が入っていないのです。つまり、条例の名前と条文の内容が全く伴っていないのです。大和市にとって基準というのは何を指しているのでしょうか、これについても答弁を求めます。

そして、こういった何でもかんでも規則のほうに白紙委任をすることによって、行政裁量が拡大していく、過度な拡大をするということについて大変懸念を覚えるのですが、大和市はこれについて何ら問題意識はないということでしょうか、伺います。

また、保育の問題に関して、発生したときの対応に関することが詳しく全く見られないのですけれども、これについては何らかちゃんと規則等で求められているのでしょうか、伺います。

【ほいく課長】 他市の状況と違う点につきましてまずお答えいたします。他市におきましては、おっしゃるとおり、条例化している自治体が多いところは市としても承知しておりますが、条例の制定につきましては、それぞれの市において整備方針等、本市でもございますが、そういったものに基づいて、各市の考えで設定しているものでございますので、本市においても本市の考えで進めているところですので、他市がこうだから本市がおかしいというところは、そのようには考えておりません。

それから、基準の条例と書いてありながら、条例には書いていないところなのですけれども、一般的に条例の下には委任事項で規則というところがありまして、それらも含めて条例で定めているところの考え方でございます。

規則に委任することによって行政の権限が過度になるのではないかとこのところがございます。先ほどのとおり、市としては、市の考え、これまでの方針、原則に基づきまして、そのような区分けで今回もしているものでございますが、審議ができないという御意見については御意見として承りたいと考えております。

それから、保育で問題が生じたときの内容について、規則等で制定しているかというところがございますが、そちらの内容につきましては、必ずしも規則等で制定するものではなく、マニュアル、現

場の対応等、そういったものでこれまでも対応してきておりますので、規則に必ずしも制定するものではないと考えております。

【樋田副市長】 先ほど来から各委員の意見を伺っております。今回、条例と規則のすみ分けにつきましては、部長、課長から説明があるとおりの考えで市としては上程させていただきました。ただ、意見を伺っている中で、説明責任、これにつきましては、今後、今回の規則の配り方、説明の仕方、時期につきましては、市としても今後見直しをしなければいけない場面は十分あると思いますので、こちらのほうは真摯に受け止めたいと思います。ただ一言。やはりかなり職員としては、この場において恐怖心を覚えている職員もおります。私はここに座っていて、いろいろな言葉も聞こえてきます。これはかなりパワハラに当たると思いますよ。私たちは職員を守らなければいけない立場でもあるのです。この委員会のこの場は、戦いの場ではないのです。お互いに真摯に向き合っていただきたいと思います。

【小倉委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【小倉委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

【高久委員】 質疑の中でも述べましたが、とても幼児を安心して預けられるような制度では私はないと思います。今の保育のところで抱えている問題というのは、きちんと安全に預かれる環境整備を、それには今、大きな課題である保育士の確保とか、そういうところが一番大きな懸念材料かと思えます。そういうところを変えないで、ただ受け入れる枠を増やしていくというのは、これは決して子育て支援には私はないと思いますので、反対の意見とします。

【小倉委員長】 次に賛成討論。

【中村委員】 本来は条例で制定するべきだと思っています。でも、規則の内容についても、今、部長からも、今後、規則の内容についても、変更についての意見があった場合は真摯に対応するというお話もいただきましたし、また、規則の内容を変えたことについても、ここでの明確な答弁はなかったけれども、ほかのところと調整して報告してほしいと私は思っています。というか、議会に報告できない理由はないと思うのですよね。その辺はしっかりと、さっき副市長のほうからも、ここは戦いの場所ではないというお話がありました。確かに戦いの場所ではないのだけれども、お互いが市民のために何が最善かというのを真剣に議論する場であります。だから、特に子供たちのことについては、子供たちの生命、安全に直接関わっていることだし、現に本市はそういう問題が起きているのですね。その問題が起きている中で、来年度から始まる新しい制度に向けて、その制度設計をしていっ

て、条例をつかって、何を条例で定めるのか、規則で定めるのか、どこに議会のチェックが入るのか入らないのか、そういったことについてはここで真剣に議論しなくてはいけない場所だと思っています。

正直、ここでの答弁については、私も不足に感じる場所が多々ございます。多々あるけれども、やっぱりそこについては真剣に答弁をしていただいたということもあるし、今、この段階で十分に答弁し切れないというところがあることも了解いたしました。引き続き、この問題については、非常に重要なことだし、大和は子育て王国と今でも言っているのだと思います。最近あまり言わないけど。ですから、この問題については、大和市としてしっかりと子供たち、あるいは保護者の皆さんが安全に対応できるような状況を整えていただいて、規則にも改正する点があれば、やはりそれはしっかりと改正していただいたり、議会からの意見があればそれを真摯に受け止めて対応していただくことを改めてお願いして、賛成の討論とします。

【小倉委員長】 次に反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【小倉委員長】 賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

【小倉委員長】 日程第3、議案第73号、大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【こども部長】 議案第73号、大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書55ページをお開きください。子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、事業者が給付を受けるための確認に当たって、特定乳児等通園支援事業の運営について条例で基準を定めることとされていることから、一般原則等を条例で定めるものでございます。

条例の各規定は国の基準に基づき定めることとされており、国基準の各規定は子ども・子育て支援法の基本理念に則したものであることから、いずれにつきましても国の基準のとおり規定することといたします。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

議案書56ページをお開きください。第3条は、事業者の一般原則として4項目を定めております。事業者は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すことなどを一般原則としております。

附則では、施行日前においても、この条例等に基づき、事業者が給付を受けるための確認に必要な準備行為ができるものとし、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございますが、準備行為に関する規定につきましては、公布の日から施行することを定めております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【小倉委員長】 提案理由の説明が終わりました。

本件審査に当たり、市側から資料が提出され、机上配付しているもので、審査の参考としてください。

なお、規則は質疑の対象とはならないので、条例案に関してのみ質疑をお願いいたします。

直ちに質疑に入ります。

【星野委員】 先ほど決まった第72号と、今回、第73号なのですが、第73号の立てつけというものはどういうものか、改めて教えてください。

【ほいく課長】 お答えいたします。第72号との比較で説明させていただくと分かりやすいと思いますので、説明させていただきます。

第72号のほうは、児童福祉法に基づきまして、市町村が事業者を認可するための基準でございます。一方、議案第73号につきましては、制度上、子ども・子育て支援法上、認可した施設はそのまま

ま給付費を受け取れるわけではなく、さらに市町村による確認という行為を経て給付費を受け取ることができます。その給付費を受け取るに足る施設であるかを確認する行為のことを法令では確認と呼んでおりまして、その確認を行う際の基準が第73号でございます。

【星野委員】 つまり、国の基準に沿って、いわゆる税金ですね、給付を行っていいのかどうかというものを定めるといえるものではないでしょうか。

【ほいく課長】 おっしゃるとおりです。

【星野委員】 この場合、対象となるのは、例えば現場での問題というものも加味されるということですか。

【ほいく課長】 基準は認可基準と別でございますので、行為としても認可と確認、別々の行為でございますが、同時期に行うということ、認可をしていて確認をしないということは当然ございませんので、認可と一体的に手続を進める中で、過去の監査等で改善等がされていない場合など、課題がある場合については、認可、確認ともにしない考えであります。

【星野委員】 例えば何か現場で問題が起きた場合の取消しだったり、命令だったり、勧告だったり、基準というものはいつまでにつくろうと考えていますか。

【ほいく課長】 実際に認可、確認した後に問題が起きた際の取消し等という御質問でございますが、そちらにつきましては、基本的に児童福祉法、子ども・子育て支援法の中で大枠は決まっているものでございます。これまでの保育園、小規模保育所等と同様に、法律の中で枠組みが決まっておりまして、保育園等につきましては、ある程度その中で細部まで県を中心に決まりが決められて、その中で運用しておりますので、その内容に準じて適切にしっかりと指導、管理監督をしていきたいと考えております。

【小倉委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【小倉委員長】 賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

【小倉委員長】 以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【小倉委員長】 それでは、そのようにさせていただきます。

これにて委員会を閉会いたします。本日は御苦労さまでした。

午前10時25分 閉会